

総務文教常任委員会会議記録

(条例改正・その他 審査)

1. 日 時	令和4年11月30日(水) 9時30分開議 令和4年11月30日(水) 15時43分散会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	向井千尋委員長、原田豊彦副委員長、足立義則委員、 安井博幸委員、隅田雅春委員、小島政行議長
4. 欠席議員	なし
5. 参考人	なし
6. 傍聴人	なし
7. 会議に付した事件	<p>議案第62号 丹波篠山市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第73号 丹波少年自然の家事務組合規約の変更について</p> <p>議案第66号 丹波篠山市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例</p> <p>議案第68号 丹波篠山市職員の高齢者部分休業に関する条例</p> <p>議案第72号 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第79号 丹波篠山市立西紀運動公園の指定管理者の指定について</p>
8. 議事の経過	<p>向井委員長 挨拶</p> <p>向井委員長 開議宣告</p> <p>9:30 開議</p> <p>■企画総務部</p> <p>日程第1 議案第62号 丹波篠山市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例</p>

【主な説明】

創造都市課 別紙のとおり(資料 1)

【主な質疑】

安井委員 説明資料の 2 ページですがこの緑色というのはこれまでのハートランのことだと思うのですが、この茶色もハートランですか。

企画総務部 緑色のラインにつきまして大芋地区から出ているものについては、スクールバスの路線でございます。オレンジ色がコミュニティーバスのBルートになります。下の福住の方の同じようなオレンジ色の部分につきましては京阪京都交通のルートでございます。

安井委員 自家用運送として、市が村雲地区に貸与するという形になると思うんですが何台の予定ですか。

企画総務部 ワンボックスカーの 1 台を貸与することとしております。

安井委員 来年 1 月 1 日から施行ということなのですが、運転にあたられる方の確保はもうされていると考えていいのですか。

企画総務部 運転員については、現在のところ 7 名から 8 名の方に登録をしていただいております。先般Mランドで運行にあたっての講習会がありまして、参加いただき、1 月の運行に向けて準備を進めていただいているところであります。

安井委員 大芋地区の方は小さな車が複数台だったと思うのですが、村雲地区がワンボックス 1 台になった理由の説明をお願いします。

企画総務部 大芋地区につきましては、5 人乗りの車が 2 台なんですけれども、ほかの地区は全てワンボックス 1 台だけですので、基本的にはそれらと同じ形にしております。

大芋地区の方が、1 台よりも 2 台が良いということでしたので、2 台とさせていただきます。

向井委員長 村雲地区で新たに始められるのですが、おそらく1年ぐらい前から準備期間があったと思うのですが、今回実施するにあたってのこれまでの経過と課題があれば教えてください。

企画総務部 これまで、村雲まちづくり協議会と協議を重ねてまいりました。村雲地区におきましては、地区内運送を基本として運行していくというところですが、大芋地区におきましては、運行区域が大芋区域だけではなく、市の中心部に至るルートについても運行されています。

村雲有償運送協議会においても、大芋地区と同様の運行範囲としていただきたいとの御要望が強くありました。

自家用旅客運送事業につきましては、既存の公共交通との共存共栄を前提にしております。

バス事業者等と協議をする中では、区域内運行を基本としていただきたいということもございましたので、折り合いがつかないところもあったのですが、最終的には、村雲有償運送協議会としては、まずは村雲地区内の運行を基本として、区域内でのスタートをまず切りたいということです。今後におきましては、コミュニティーバスの運行や公共交通全般的な見直しも含めて、村雲の区域内の運行について、もう少し範囲が広げられるように調整をしていきたいというところで話を進めてきました。まずは来年の1月から運行できるように進めていきたいと考えております。

向井委員長 今回の説明によると、一旦は始めるけれども、今後運行範囲とかは変更する可能性もあるということでしょうか。

企画総務部 今後につきましても、バス事業者等との調整を行いながら、できるだけ地域の意向も聞きながら、範囲を広められるように調整をしていきたいと考えています。

向井委員長 村雲地区の高齢者の方などが、乗られることが多いと思うのですが、例えば山鳥病院に行きたいとか小畠クリニックに行きたいとかサンセブンに買物に行きたいとかということが多いと思うので、ぜひ検討いただきたいと思います。

それと大芋地区の有償運送や後川地区については、市役所や医療センターまで行けるのに村雲は行けないというのはどういように理解したらいい

いのですか。

企画総務部 大芋地区につきましては、バス事業者との協議の中で市役所まで運行することについて許可をいただきました。バス事業者の方も、丹波篠山市だけではなく他地区においても、有償運送事業をされていますが、本来の有償運送の範囲というのはその地区内運送というのを基本とされています。バス事業としては、過去には申し上げたような経緯もありますが、今後においてはきっちりと線を引いて運行していきたいという意向です。

バス事業者等と粘り強く交渉も進めてきたわけですが、現在のところは難しいという意向でした。

企画総務部 以前から関わっておりますので、課長の説明に補足させていただきますが、市の方でコミュニティーバスを動かしたのが平成17年でございます。それ以降相手方となりますバス会社は、神姫バスの本社からその子会社であります神姫グリーンバスに変わりました。

今年の10月に神姫グリーンバスとウェスト神姫が合併をされまして、ウイング神姫という名称に変更されました。神姫バスからグリーンバスに変わったときには子会社化して、地域のニーズに合った形の運営ができるようにまたコスト削減を図られたというように聞いております。

今回の合併につきましては、コロナ禍の中で非常に経営状況が厳しいという中での合併という部分もあると聞いております。

その中で同じ系列会社となりますが、一定の考え方の変化というのがございますし、それからもう一つは、丹波篠山市は市町村有償運送については非常に先駆的に取り組んできてたというように思っておりますが、大芋地域から町中まで運行できるというような有償運送の形態を丹波篠山市でできるのなら、他の市町村でも、できるのではないかとということで、バス会社においても苦慮されているということをお聞かせいただいております。

一方で、委員長言われたように村雲地区にすれば、大芋地区や後川地区で出来ているのに、なぜこれが出来ないんだということはおもな市民感覚だと思っております。

どちらの味方をするわけにもいかず、苦慮はしておりますが、ただ市長も含めて、ここまで村雲地区の方が頑張っていただいておりますので、相手方のバス会社とも、腹を割って話をしていけないといけない時期にきているという思いも持っております。来年度に向けて、交通計画をしっかりと

と立てていこうと考えているところです。

今後の動向によっては、議会の皆様にもいろいろと御相談をさせていただきながら、将来のビジョンを設計しなければならないような厳しい判断を迫られる可能性もあるかと思っておりますので、地域の皆さんに余り期待をさせるのも、それはそれでかえって御迷惑をかけることもあると思っておりますので、バランスをとりながら進めていきたいと考えております。

安井委員 時間は何時から何時までですか。それと毎日なんでしょうか。休みの日はあるんでしょうか。

企画総務部 運行日時につきましては、平日の月曜日から金曜日ということで時間については8時30分から16時30分ということになっております。

運行方式については、電話で予約いただきまして、ドアツードア方式で運行していく方向で考えております。

電話予約ということで受付時間については9時から17時として、予約をしていただく形で運行していきたいと考えております。

安井委員 2ページの図を見て思ったのが、ハートピアと福住の間に公共交通が全くないというのが気になっていまして、大芋、村雲、福住というのは旧多紀町ですが、多紀支所へ行く公共交通が全くないことが、やっぱり問題と思うので、今回は難しくても、公共交通としては考えていくべきではないかと思うのですが見解はいかがですか。

企画総務部 細工所から福住につきましては、コミバスの再編で平成28年にルートの検討等もしておりました。各地域のニーズについて確認をする中で、利用について確認したところ、この地区については、コミバス運行については余り声が上がらなかったということから、コミバスが現在は運行していない状況であることを確認しております。

ただ、有償運送について村雲地区、福住地区で検討される中で空白地域については、どのようにしていくのかということもあわせて検討していく必要がございますので、今後の公共交通計画を策定する際には、その辺りも含めて考えていきたいと思っております。

安井委員 旧多紀町というくくりで考えると、空白のところについては、今後検討していくというのは大事なことであると思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

■企画総務部

日程第2 議案第73号 丹波少年自然の家事務組合規約の変更について

【主な説明】

創造都市課 別紙のとおり(資料 2)

【主な質疑】

隅田委員 尼崎市が脱退して規約を変更するのはわかりました。丹波篠山市として、また組合自体が今後どのような方向に動いていくのかその見通しについて説明をお願ひしたいと思ひます。

企画総務部 一部事務組合につきましては、今後の動きとして、令和6年3月31日で解散することが決定しております。それに向けて事務手続を進めているところです。

1番大きな課題としては、現状の施設を活用するのか、それとも、除却するのかということについて最終検討している状況です。

そのことについては、近日中に決定をして活用していくか、施設を解体撤去していくかということが決定します。

そのことが決まった段階で、令和6年3月31日に向けてどのように、解散に向けて手続を進めていくかというところの最終調整をしているところです。解体撤去した場合のスケジュールとしましては、令和5年度の9月議会に財産処分と解散に係る議会の議決を経まして、令和5年度末の解散に至ります。その手続を現在、事務組合と川西市が座長として調整をしていただいているところです。

もう1点大きな課題として職員の処遇があります。丹波少年自然の家事務組合の職員については現在正職員が8名、臨時職員が3名おられます。その職員について今後どのようにしていくのかということについても、丹波少年自然の家事務組合の職員の希望調査等もとりながら、どこの市でその職員を受入れていくかということもあわせて調整を行っているところです。

隅田委員 尼崎市が今回脱退するに当たって、費用負担などはどのような条件のもとに脱退出来るということでしたか。

企画総務部

尼崎市の脱退は今年度末ということになります。

ただ、先ほど申し上げました施設の除却の部分については、相当の費用がかかる予定になっております。

解体撤去費用等があるわけですが、その費用につきましても、各市の負担割合に応じて負担をしていただくわけですが、尼崎市についても、その負担については、脱退をされた以降も、負担割合に応じて尼崎市も負担をしていただくということになっております。

企画総務部

丹波少年自然の家事務組合につきましても、地方自治法に基づく、特別行政地方公共団体ということで非常に重要な組織でもございます。

丹波篠山市としての関わりは利用実態も含めて、大きくはなかったのですが、阪神 9 市 1 町で構成する事務組合でございますし、手続等につきましてもまた財産処分等につきましても、丹波篠山市として、地方自治体として責務、役割も果たしていかないといけないということで、現在、解散に向けた事務レベルの協議を行っているところで、本日もそれを受けた形で首長会議を開催する予定となっております。

最終的にはそういう首長会議での意思決定をしていかないと担当者レベルでは決められないということもございます。

また最終的には、定例で言いますと 8 月と 2 月に事務組合の議会がございますので、そちらのほうにも諮らないといけないということです。

一定の方向性がまとまりましたら、随時、議員の皆様にも御報告を申し上げて御意見を賜っていきたいと考えております。

来年の 9 月にいきなり解散の議案を提出するというようなことにはなりません。丁寧にさせていただきたいというように思っております。

足立委員

尼崎市の話はこれまでから聞いていましたが、丹波篠山市の市の条例ならば、うちの議決で条例改正できると思いますが、事務組合の規約変更ということで、たぶん 9 市 1 町全部が同じことをやっていると思います。

私の個人的な考えを言うと、共同設置をして 9 市 1 町のものが、令和 6 年 3 月末に解散が決まっているのに、今の時期に脱退するということを認めるということが私としては全然納得出来ません。

これは認めない方が良いのではないかと考えていて、こんな暴挙というか尼崎市が勝手なことをすることを、なぜ認める必要があるのかと思うわけです。令和 6 年 3 月までは脱退するなと思います。もう解散手続も始ま

るわけです。あと1年です。

こういう改正は、例えば丹波篠山市議会は否決します、認めませんと言っても他の9市1町が認めたらどうなるのか。

組合議会があるから組合議決になると思うが、納得出来ないわけです。各市町村の自治体が個別でやっているわけだから。賛否分かれた場合はどうなるのか。

その辺の疑問と、阪神市議会や阪神市長会で情報交換をいつもしているわけです。

それなのにこういうことを認めるというのが納得いかないのです、最後まで認めなかったらいいと思うのです。

認めるべきでないと思うのです。こんなことがまかり通るのであれば、他の事務組合なども色々あるわけで、退職手当組合などで抜けます、抜けますというような勝手なことを許していいのかどうか。

そういったところで私は反対したほうが良いのではと個人的には思うわけです。うちの市長もたぶん会議の中では発言されていると思うが、これは認めるべきではないと最初聞いたとき思いました。

言ってるけど出来ないだろうと思ったことが今起こってるわけですが、認めていいのかなと思っているので、うちの議決がどれだけ影響するのか。教えてください。

企画総務部

まず、ポイントになるところが2点ございまして、事務組合からの脱退の手続きですが、実は私たちも調べて、初めてわかったところもあるのですが、地方自治法で、脱退の予告を2年前までにすることによって、関係公共団体との協議を経ずに、脱退できるという規定が、地方自治法で定められています。

足立委員から御指摘があったように、例えばどこかが反対をすればというようなこともあるとなると、もう立ち行かなくなるということで、そういうルールができ上がったというように聞いておりますが、尼崎市の場合は昨年3月10日頃だったと思いますけれども、予告をされて、2年後の3月31日には脱退をさせていただきますという通知でした。

一つは法的に来年の3月31日をもって尼崎市の脱退は決まったものになってしまうということが一つでございます。

その後の流れの中で尼崎市が脱退をされた後で残った8市1町で、この施設をどういうふうに運営していくかという話になったときに、「借金になる起債の部分などは返済をしてください。」などの尼崎市の脱退ルールを決

めていこうということと、もう一つは、今後の運営について決めていこうということで大きく二つについて関係市町が寄って話をしていたのですが、結局今後のルールをどうするかというあたりで、最終的にはもう話がまとまらない、解散するしかないというような方向で8市1町のほうになりまして、解散に至るといいますか。もう解散しか仕方がないということになったわけでございます。

その過程の中で尼崎市も、1年先に手続上脱退しますけれども、将来にわたっての負担については、それは構成団体として責任を果たしていくという意思表示をされておりますので、その部分について現在協議をさせていただいているという状況でございます。

極端に言いますと、残っている構成市として来年の3月で解散をしてしまうという選択肢もあったわけですね。

ただ、時期が時期だったものですから来年の自然学校の受入れなどが出来なくなるということで、中には困られる自治体もあるということでしたので、来年の秋ぐらまでは、少年自然の家の実際の運営はさせていただいて、それ以後の冬場は利用者も少ないものですから、閉めていく手続に専念をするという流れで現在進めているところでございます。

安井委員

今の部長の話で、どういうふうなことかというのは大体わかりましたが、ただ1年前に脱退される尼崎市が応分の負担をされるということは、口約束だけでは困るわけでちゃんと書面として残してもらおうようにやっていただきたいと思います。

尼崎市は2年前に意思表示するというルールに則って、脱退の手続をされてるので、反対して残ってくれといってもそれは無理ということだと思います。だから応分の負担をしてもらうしかないと思うので、この条例変更は、もう通すしかないのかなというように感じているんですけど、その辺りについて、今の認識で良いのか確認したいと思います。

企画総務部

まず応分の負担分については、今後尼崎市が脱退されるときに、当初からそういうお話であったものを、継続的に協議をさせていただいているところですので、負担割合がどうなるかということについては、方法も含めて現在の構成市全てで協議をさせていただいております。

おおむね目標としては、来年2月の定例会で、報告ができるようにということで、要するに尼崎市が脱退をされるまでに一定のルールを定めておいて、議会のほうにも承認を得ておきたいという意味でございますので、

懸念いただいている文書のところは、議会の中で報告をさせていただくという形で残っていくものと理解しております。

■企画総務部

日程第3 議案第66号 丹波篠山市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

日程第5 議案第68号 丹波篠山市職員の高齢者部分休業に関する条例

【主な説明】

総務課 別紙のとおり(資料 3)、(資料 4)、(資料 5)

【主な質疑】

安井委員 よくわからないところを教えてくださいなんですが、60歳以上になると役職がつかなくなって、給与が7割ぐらいになるわけですが、退職金というのは給与掛ける月額であったと思うので、そうすると、60歳以降働いたら、60歳でやめたときに比べて、退職金が大幅に減るとかそういうことにはならないようにどういうふうな処置をされていくのかと思ったので、その辺りについて教えてください。

企画総務部 この定年引上げに伴います退職手当の取扱いにつきましては、当分の間そのピーク時の給料月額で、退職手当を算定するというようにされております。一旦その60歳の7割になる前のピーク時の給料月額に、その時点の退職手当の率を掛けて算出したものとその後60歳以降の勤務した期間の分の7割になる部分とを分けて、それを合算した退職手当を支給していくということで、不利益が生じないように措置がされております。

原田副委員長 高齢者の部分休業制度の導入という項目で、並列で表に書いてあるんですけど、どちらをどう選んだら、どういうケースが有利であるとか、事例でわかりやすく説明していただけたらありがたいのですがお願いします。

企画総務部 高齢者部分休業制度を選択した方につきましては、これは常勤職員とい

う形になります。定員の取扱いとしましては、これは定員に含まれる形になります。

勤務をしない時間につきましては、給与は減額をされて支給をされるという形ですが、フルタイムへの復帰が可能というような形になっております。

定年前再任用短時間勤務職員でございますけれども、こちらにつきましては職員の身分が非常勤職員ということになります。

退職後は、短時間勤務の職で、こちらの定員の取扱いとしましては、これは定員外というような形になります。

給与につきましては、市の条例で定めます定年前再任用職員の給料表に基づいた金額という形になります。

フルタイムへの復帰は不可というような形になっておりますので、そのどちらが得ではないかということは、それぞれ 60 歳以降どういう働き方をしたいと考えておられるかによって、変わってくると思います。

短時間で今よりも給料は下がってしまうけれども、短時間で働きたいというような考え方をされている方につきましては、定年前再任用短時間勤務職員のほうを選択される形になるのかなというふうには考えておりますが、現在の段階でどちらをと聞かれた場合には、どちらをこちらがいいですよというのはなかなか言いにくい部分がありますので、どちらの制度についてもこういうことがありますけれども、給料についてはこうなりますといったようなプラスの部分、マイナス部分について、しっかりと説明をさせていただいた上で選択をできるように、説明をさせていただきたいと考えております。

原田副委員長 例えば 60 歳を迎えて、60 歳から 62 歳までは、自治会長会の会長をしなければならぬので時間は足りないけど、そのあとは、もっと頑張りたいみたいなケースは、高齢者部分休業制度のほうを選んだほうが良いというような感じですか。

企画総務部 原田議員おっしゃったとおり、そういうような状況でございましたら、高齢者部分休業制度を選択していただけたらいいかなと考えております。

安井委員 この改正の概要の表を見ても令和 5 年度は、退職者、定年退職者がいないわけです。新卒の方は、入庁されるから職員数としては、これから 2 年に 1 回は定年退職のない年が出てくるので、増え続ける方向になると理

解していいんですか。

企画総務部 定年引上げに伴いまして隔年で、定年退職者がいないということになるわけですが、これまでの採用計画におきましては、定年退職者あるいは普通退職者も含めまして、退職者の数に見合う新規採用職員を採用していくということで基本的な計画はしていたわけなんですけれども、今後、普通退職者もない中で、定年退職者だけということになれば、採用が出来ないという状況になるわけですが、組織の活性化という意味では、毎年一定の新規採用職員を継続的に確保していくということも求められますので、普通退職者がいないという前提でいきますと、職員数が増えてくるということになるということで、採用計画を立てていくということになります。

安井委員 定員の枠について以前は450人という枠にされていたと思うんですが、保母さんとかが足りないから、正職で雇わなければいけないということで、それが緩和されたという経緯はありますけれども、定年退職が2年に1回になっていくと、今までと同じペースで、新卒の方を雇用していくと定員が、どのようになっていくのか心配になってきます。

もちろん新卒がいない年ができるのは困るし、やっぱり、各年代の方を確保していかないと、市の職員のバランスも悪くなるというのも分かるので非常に難しいかじ取りが要るんじゃないかと思うんですが、その辺り部長どのように考えておられますか。

企画総務部 今、御意見いただいたように、定年延長引上げが令和14年までずっと段階的に進んでいきますので、この間非常にアンバランスな状況が生じるのはもう間違いないと思っています。

ただ、例えばその令和6年で10人退職をされるということになれば、令和5年で、先行して5人程度を採用しておいて、次の6年度は10人退職されるけれども、5人で抑えるとかそういう一つの例でございますが、そういう形で平準化を図りながら、今の水準というのは一定維持していかないと財政的な問題でありますとか、今後人口が減っていく中で、450人と言ってますけれども、そこも変わっていく可能性もございますので、そういったところはしっかりバランスをとりながらやっていかないといけないというように思っております。

ただ一時的には、引継ぎ的な意味合いも含めまして、2年に1回の形で増えたり減ったりというのが生じてくるのは、この制度の上では、総務省か

らもできるだけ組織の活性化というようなことも言われていますので、様子を見ながら適正にやっていきたいと考えております。

安井委員 令和 14 年度までは 2 年に 1 度に退職者が出るという格好になると、新卒の採用が従来に比べると、半分ぐらいに減らされるというように理解しているんですか。

企画総務部 定年退職だけをカウントするということになるとそういうような形になってしまうと思います。

ただ一方で、最近の傾向としては、普通退職といいますか非常に早く退職されたり、定年まで働かずに退職をするという選択をされる方も実際増えてきております。

そういう中でバランスを考えていく必要があると思いますし、それからバブル期以降に採用されている時には、職員数が非常に偏った構造になっている年代もございます。

そういった方々もこれから定年を迎えられる 60 歳に到達されるという時期に入ってきますので、そういったものとあわせながら、平準化をしていく必要があるというように理解しています。

足立委員 参考までに昭和 38 年生まれから昭和 42 年生まれの職員の該当者は何人ぐらいなのか教えてください。

企画総務部 昭和 38 年生まれの方、令和 6 年度に退職予定になられる人数が 13 名、令和 8 年度に退職される予定の方昭和 39 年度生まれの方になりますが、こちらも 13 名、続きまして令和 10 年に退職される昭和 40 年生まれの方は退職予定が 7 名、続きまして令和 12 年に退職される昭和 41 年度生まれの退職予定の方が 11 名、令和 14 年度に退職される昭和 42 年度生まれの退職予定の方が 15 名ということになっております。

足立委員 今聞かせていただいて、当然定員が一時的に増えるのはもう仕方ないかなというような数字だったと思うんですけども、例えばですけども、令和 14 年に退職されるという昭和 42 年生まれの方が、例えば令和 10 年ぐらいに退職される場合はこれも早期退職という扱いになるというそういう認識でいいんですか。

企画総務部 早期退職という扱いになります。

■こども未来部

日程第6 議案第72号 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

【主な説明】

子育て企画課 別紙のとおり(資料 6)

【主な質疑】

隅田委員 今回見解の相違ということで、国、県合わせて3400万円ですか。返還することになりましたが、城南児童クラブはもらっていたお金の幾らかを返納されたということになるのでしょうか。

こども未来部 城南児童クラブにおいては、今回の会計検査による返金を求めることはしておりません。

隅田委員 来年度公設公営という形で、ライフサポートで仕事をされていた方をそのまま引き継ぐというようには聞いているのですが、そのメンバーで全部できるのか。それとも追加の職員を採用するというような方向になるのかその辺りの説明をお願いしたいと思います。

こども未来部 城南児童クラブにおきましては、現在支援員と補助員等を含め7名です。その他長期休業対応で4名程度の職員が勤務しております。

引き続き、長期休業対応の補助員以外については、そのままの人員で4月からお世話になるということを聞いておりますので市の職員として雇用することになります。長期休業対応の補助員につきましては改めて募集等をして、雇用していくこととなっております。

安井委員 今の件ですけれども、城南で働いておられる方々は市の職員としての位置づけというか、どのような立場になるんですか。

こども未来部 会計年度任用職員、パートタイムという形になります。

安井委員 責任者のような方は、新たに派遣などされるのでしょうか。

こども未来部 現在、主任で働いていただいている方を施設の長という形で雇用する予定でおります。

安井委員 現在と比べて早朝と夕方と 30 分ずつ利用時間が延びるわけで、利用者の方にとっては喜ばしいことだと思うんですけども、それによって今のメンバーの方をそのまま雇用ということですが、負担が増えるというか、その辺りのことはどういうふうになるのでしょうか。

こども未来部 私の説明が足りなかった部分があり申し訳ありません。現在も同様のサービスはされております。それを引き続き運用することになります。

隅田委員 城南の児童クラブですが、これまで民設民営のときには、今回の事態が起こって、もう維持出来ないということで、公設公営になるとのことですが、しかし働く人は一緒ということで、民設民営と公設公営によって働く人にとってはどう違ってくるのか。その辺りの説明をお願いします。

こども未来部 民設民営の場合は全ての事務をされてきました。お金の管理から入所の受付、入所の承諾、利用料の徴収もされておりました。加えまして職員の給料計算、社会保険料の事務関係も全てされておりましたが、それらのことを今後は市ですることになりますので、保育のほうに集中していただけるような形になります。

安井委員 今説明いただいた事務手続き等は、子育て企画課でされるというように理解していいんですか。

こども未来部 そのとおりでございます。

■社会教育部

日程第 7 議案第 79 号 丹波篠山市立西紀運動公園の指定管理者の指定について

【主な説明】

社会教育課 別紙のとおり(資料 7)

【主な質疑】

隅田委員 ここ数年の利用者はどのぐらいなのか、それが増えているのか減っているのか、また市内在住の利用者と市外からの利用者の状況はどうなのか、また小中高などの学生の利用と成人や高齢者の利用状況などが分かるのであれば説明をお願いしたいと思います。

社会教育部 近年の利用状況ということでございますが、平成 28 年度から申し上げますと平成 28 年度が 80463 人、平成 29 年度が 84095 人、平成 30 年度が、これがピークになっておりますが、89735 人で令和元年度に入りまして 87464 人、令和 2 年度におきましては、67497 人と 1 番影響を受けております。

そこから、令和 3 年度の実績については 73330 人ということで若干戻ってきているというような状況でございます。

令和 3 年度で申し上げますと大人が 43.6%で子供が 56.4%といった状況でございます。大人の内、高齢者の方については、全体が令和 3 年度については 7 万 3330 人と申し上げたと思うんですが、その内 11641 人ということで、15.9%ほどになっている状況でございます。

社会教育部 現在の報告については、市内市外の利用区分はありませんので今後において把握していきたいと思っております。

足立委員 指定管理が（株）エヌ・エス・アイになることについては何の異論もないのですが、どうしても応募が一社ということで競争原理も働かないことになると思います。評価点もかなり高い評価点ですけれども、利用者の方が、満足していたら何も言うことはないのですが、施設管理のところ、利用者の方に何か不平不満があった場合に、市役所に話しが来るのか直接エヌ・エス・アイに行くのか、クレーム処理というのは大げさですけど、不満が解消できる改善策などについて、担当部署として何か行っていますか。

定期的に指定管理者とお互いが前向きになっていくような話し合いのようなことは何かされていますか。

社会教育部 指定管理者の方では、毎月利用者に対してアンケートをとられています。アンケート結果を反映したものを報告いただいております。

当然利用者の方々から直接市の方へ要望をいただくこともございますの

で、そういったことにつきましては、聞き取りを行いまして、例えば修繕が必要であれば、修繕の対応をしております。

また受付の状況等についても、直接連絡をいただければ、市の方で聞き取りを行いまして、改善に向けて取り組んでいるという状況です。

足立委員

大きな企業ですからそんなことはないと思いますが、長年になってしまうと、どうしても気のゆるみと言いますかどんな企業でもどうしても出てきます。そのところはチェックしてほしいというのが1点と、あともう1点気になるのがこの推薦理由のところの最下段から3行目で本市が抱える学校水泳授業の課題にも一緒になって取り組む提案でありというところの、本市が抱える学校水泳授業の課題というのは具体的には、何を指しているのですか。

社会教育部

ここに示させていただいています学校水泳授業の課題としましては、この3年ほどはコロナ感染症の関係で、水泳授業が出来なかったということで、プール施設の整備にかかる費用としてプールの漏水などもあります。修繕料などかなりの費用が必要との報告を受けており、学校教育課から協議依頼等もありました。

他の市町では民間のプール事業者が、委任を受けて学校の水泳授業を受ける場合もございます。そういったような相談を令和3年度から、学校教育課より受け、エヌ・エス・アイとも協議を進めてきました。

エヌ・エス・アイが福知山市の指定管理も受けておられ、そこでの実績として、学校の水泳授業を受けておられますので、そういったノウハウなどもお聞きしながら、協議を進めており、一緒に取り組むというような御提案もいただいております。

足立委員

以前にもこの話しは聞きましたけれども、良い話だと思いますので、丹波篠山市の学校で使っているプールの維持管理費を使用日数掛ける人数で考えると、莫大な費用が1人当たりの経費としてかかっているのではないかと思うので、この施設は1年中プールとして使っているところなんで、先ほど言われたようなことが進むのなら、良いことだと聞かせていただきましたので、進めていただけたらと思います。

よろしく申し上げます。

安井委員

隅田委員から質問があったのは、プールの関係だったと思うのですが、

天然芝のグラウンドも一緒に管理されると思います。そちらの利用状況はどのようになっていますか。

社会教育部 芝グラウンドの利用者数につきましては、平成 28 年度で 3537 人、平成 29 年度については 3985 人、平成 30 年度が 2771 人、令和元年度で 2932 人、令和 2 年度で 2191 人、令和 3 年度 2795 人ということで、コロナ感染症の関係で若干減ったところがございますけれども、令和 3 年度については回復傾向にあるというふうに認識しております。

安井委員 芝グラウンドの方もしっかり管理していただきたいと思います。天然芝は管理が大変だということを聞いておりますのでよろしくをお願いします。
それと 10 年間の 2500 万円の契約ですが、昨今のように電気料金が高騰したりして、例えば 10 年先になって、この値段ではやっていられないという状況になった場合、そのことについて配慮されない契約なのかそれとも、相手の状況によっては配慮されるのかその辺りをお聞かせください。

社会教育部 指定管理において基本協定というのを締結し、その中で社会情勢に起因するような影響があるものについては、協議に応じなければならないという文面もございますので、今回のように、光熱費が上がってきているという部分についても協議に応じていくというような形になりますので今後について協議をしていきたいと考えております。

日程第 8 議員協議

向井委員長 本日の案件についての質疑が終了しましたので議員協議を行います。
議員間で議論・確認等をすればよいことがあれば発言願います。

—— 意見等なし ——

日程第 9 討論・表決

議案第 6 2 号 丹波篠山市自家用有償旅客運送運送条例の一部を改正する条例

—— 意見等なし ——
—— 全員賛成、可決 ——

議案第 6 6 号 丹波篠山市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

—— 意見等なし ——
—— 全員賛成、可決 ——

議案第 6 7 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

—— 意見等なし ——
—— 全員賛成、可決 ——

議案第 6 8 号 丹波篠山市職員の高齢者部分休業に関する条例

—— 意見等なし ——
—— 全員賛成、可決 ——

議案第 7 2 号 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

—— 意見等なし ——
—— 全員賛成、可決 ——

議案第 7 3 号 丹波少年自然の家事務組合規約の変更について

—— 意見等なし ——
—— 全員賛成、可決 ——

議案第 7 9 号 丹波篠山市立西紀運動公園の指定管理者の指定について

—— 意見等なし ——
—— 全員賛成、可決 ——

向井委員長 以上で本日の審査は全て終了しました。議案審査に係る審査報告については、一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

—— 異議なし ——

向井委員長 異議なし と認めます。また、本日の執行部との質疑応答及び意向確認をふまえたかたちで審査報告を行いたいと思います。

原田副委員長 挨拶

向井委員長 散会宣告

15 : 43 散会